（計画官の職務）

第六十九条　計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土形成計画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に関する事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務課及び総合計画課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（特別地域振興官の職務）

第七十条　特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属するものに限る。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

三　小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

「第四目　土地・水資源局」を「第四目　土地・建設産業局」に改める。

第七十一条の見出し中「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に改め、同条第一項中「土地・水資源局に、水資源部に置くもののほか、次の六課」を「土地・建設産業局に、次の九課」に、「土地政策課」を「企画課」に、「土地利用調整課　国土調査課」を「地籍整備課　不動産業課　不動産市場整備課　建設業課　建設市場整備課」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条第一号中「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関すること。

第七十二条中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、同条第九号中「前各号」を「前三号」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に改め、同号を同条第四号とする。

第七十三条（見出しを含む。）中「土地政策課」を「企画課」に改め、第三号を削り、同条第二号中「、造成、改良」を削り、「都市・地域整備局」を「都市局及び住宅局」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「土地市場課及び地価調査課」を「他課」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　土地・建設産業局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第七十三条第四号を削り、同条第五号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　不動産の鑑定評価に関すること。

第七十五条中第四号を削り、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三　公共用地取得制度に関すること。

四　直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五　直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

六　公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

七　都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第七十六条を削る。

第七十七条の見出し中「国土調査課」を「地籍整備課」に改め、同条中「国土調査課は、国土調査」を「地籍整備課は、地籍調査その他の地籍整備」に改め、同条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（不動産業課の所掌事務）

第七十七条　不動産業課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務（不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

（不動産市場整備課の所掌事務）

第七十八条　不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産市場の整備に関すること。

二　国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

（建設業課の所掌事務）

第七十九条　建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること（総合政策局及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　建設工事の請負契約の適正化に関すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

四　公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関すること。

（建設市場整備課の所掌事務）

第八十条　建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二　建設工事の下請契約の適正化に関すること。

三　建設業者等の労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

四　建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

五　建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。

六　建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

七　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関する事務のうち、建設業者等に係る創業に関すること。

八　測量業の発達、改善及び調整に関すること。

九　直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

十　直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

「第五目　都市・地域整備局」を「第五目　都市局」に改める。

第八十一条の見出しを「（都市局に置く課）」に改め、同条第一項中「都市・地域整備局に、下水道部に置くもののほか、次の十課及び特別地域振興官一人」を「都市局に、次の八課」に、「都市・地域政策課　都市安全課」を「都市政策課　都市安全課　地方振興課」に改め、「離島振興課」を削り、同条第二項を削る。

第八十二条第一号及び第四号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改める。

第八十三条（見出しを含む。）中「都市・地域政策課」を「都市政策課」に改め、同条第一号中「都市・地域整備局の所掌事務に関する総合的な」を「都市局の所掌事務に関する総合的な」に改め、「並びに都市・地域整備局の所掌事務に関する政策の調整」を削り、「都市・地域安全課」を「都市安全課」に改め、同条第二号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条第三号中「国土計画局」を「国土政策局」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること。